平成２１年（フ）第１６９号
富山市道正３番地21
債務者　青木四十七
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５４号
金沢市八日市２丁目68番地３
債務者　吉田　行雄
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２１号
長野県松本市浅間温泉１丁目26番32号　コーポ浅間101号室
債務者　柏木　温子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１７８７号
名古屋市西区中沼町304番地　コーポ平和205号
債務者　大石　隆明
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７９６号
名古屋市南区元鳴尾町348番地の１
債務者　戸村　正光
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７７号
兵庫県赤穂郡上郡町高田台３丁目２番６
債務者　長妻　茂利
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４８５号
兵庫県姫路市大津区新町２丁目45番地レオパレス21クレイン104
債務者　坂本三郎こと　鄭　　三郎
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７９号
兵庫県養父市八鹿町八木1063、住民票上の住所兵庫県養父市八鹿町国木615番地78
債務者　平野　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
兵庫県養父市八鹿町下網場368番地２
債務者　植田　貴博
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
兵庫県養父市八鹿町九鹿547番地６、前住所兵庫県朝来市和田山町枚田岡717番地２
債務者　矢野　洋平（旧姓田所）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
兵庫県養父市八鹿町九鹿547番地６、前住所兵庫県朝来市和田山町枚田岡717番地２
債務者　矢野沙夕美（旧姓山口・田所）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
兵庫県淡路市久留麻1960番地
債務者　ゴエン物産こと　小川　　覺
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２５号
広島市南区比治山本町14番12号
債務者　松村　英二
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７１８号
広島県東広島市高屋町郷579番地８
債務者　井上　丘美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７１９号
広島県東広島市高屋町郷579番地８
債務者　井上桂子こと　井上　挂子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７２０号
広島県東広島市高屋町郷579番地８
債務者　井上　満喜
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０１１号
広島市中区住吉町８番17―1002号　Ｌａ　Ｌｕｎａ
債務者　永岡いづみ
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０２７号
広島県安芸郡海田町東１丁目３番68号
債務者　森　　伸二
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部